

条件付一般競争入札（郵送方式） による市有地の一時貸付実施要領 （健康福祉局実施分）

令和 7 年 1 1 月

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

お申し込みの前には必ずこの実施要領をお読みください。

ー あらまし

条件付一般競争入札による名古屋市有地の貸付けは、最低貸付価格以上で最も高い価格で入札された方に市有地を一定期間お貸しする方法です。

入札は、郵送方式で行います。

入札参加を希望される方は、この実施要領をよく読んでいただき、現地を必ず確認されたうえで、お申し込み下さい。

申込・受付 ☞ 7ページ参照	令和 7 年 11 月 18 日(火)から令和 7 年 12 月 12 日(金)まで ※必着 書留又は簡易書留により郵送してください。 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号 名古屋市役所健康福祉局障害者支援課 施設事業担当 宛
参加資格審査 結果の通知 ☞ 8ページ参照	令和 7 年 12 月下旬 参加資格について審査を行い適格と認めた方（以下「入札参加者」といいます。）へ「入札参加書」等を簡易書留にて郵送します。
入札書の提出 ☞ 9ページ参照	入札参加書がお手元に届いてから令和 8 年 1 月 13 日(火)まで ※必着 書留又は簡易書留により郵送してください。
開 札 ☞ 10ページ参照	令和 8 年 1 月 15 日(木) 午前 10 時 30 分 開 札 会 場 市役所西庁舎 12 階市長部局入札室 ※ご希望があれば、開札の状況をご覧いただくことができます。
契約締結期限 ☞ 11ページ参照	令和 8 年 1 月 27 日(火) まで 契約日までに契約保証金を納付していただきます。 契約は、申込者名義になります。
貸付料納付 ☞ 11ページ参照	名古屋市が定める期限までに貸付料を納付していただきます。

二 入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの実施要領をお読みいただき、必ず現地を確認し、入札される土地の現状・現形を承知された上で、お申し込みください。

1 貸付物件

所在地	貸付面積	指定用途	貸付期間	最低貸付価格 (3年間・総額)
名古屋市北区鳩岡町 1丁目 1番 5	1,369.37 m ²	月極平面駐車場 (66台)	令和 8年 4月 1日～ 令和 11年 3月31日	18,000,000円

2 留意事項

- (1) 接面道路上の電柱・街路樹等の移設及び車両乗り入れ施設の設置、その他入札物件を使用するために必要な手続き及び費用は、原則として借受人（落札者）負担となります。詳細については、関係企業者及び関係行政機関にご確認ください。
- (2) 貸付物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査等を行っていません。
- (3) 貸付物件は、現状有姿での貸付けとなります。したがって、工作物（フェンス、擁壁、給排水施設、舗装、車止めなど）及び樹木などを含むものとし、越境物がある場合についても現状有姿のままでお貸しします。
- (4) 貸付期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了する場合には、借受人の費用をもって本件土地の上に存する建物又は工作物その他借受人が本件土地に付属させたものを撤去し、本件土地を原状に回復して本市に返還しなければなりません（ただし、本市が特に必要がないと認めるときはこの限りではありません）。
- (5) 現地説明は行いません。また、物件説明書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、現時点で変更されている場合がありますので、申込者の方は必ず自分で現地確認や諸規制の確認を行ってください。現状と差異が生じた場合には現状が優先されます。

3 入札参加資格

- (1) 入札に参加できる方は、次の各号に掲げるすべての参加資格を有する法人とします。
 - ① 契約を締結する能力を有しない方、破産者で復権を得ない方及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる方でないこと。
 - ② 次のア～キのいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない方（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成 15 年 3 月 5 日付け 15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている方を除く。）でないこと。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

キ アからカまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

③次のいずれかに該当する方でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた方を除く。

ア 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている方

イ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている方

④入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中でないこと。

⑤入札公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年2月15日付け19財管第253号）に基づく排除措置を受けている方でないこと。

⑥国税及び市税の滞納がない方であること。

⑦名古屋市内に本支店又は営業所があり、駐車場管理の実績のある方であること。

（2）暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、市有地の貸付契約について、契約の相手方が排除対象事業者にあたるか否か、名古屋市から愛知県警察に照会します。このため、入札参加申込法人の役員全員について、氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提出していただきます。情報の提出に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報、上記照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

4 用途の指定・制限等

（1）用途の指定・制限

①貸付物件の用途は、月極平面駐車場（66台）に限定します。別の用途に供した場合は、違約金を徴収し、契約を解除する場合があります。

②土地については、令和 8年 3月31日まで貸付中であり、駐車場として使用されています。令和 8年 4月 1日時点の現状有姿のまま（駐車場66台、フェンス、ライン、車止め、電灯設置）とします。駐車位置番号の塗り直し、ラインの引き直し及び舗装面の劣化への対応等が必要な場合は、本市と協議の上、借受人の負担において行ってください。駐車台数は、落札者の収入を保障するものではありません。

③名古屋市の資産を利用していることに留意し、下記条件を満たすとともに、公益目的の駐車場にふさわしい手続・料金設定となるよう本市と協議の上、決定及び変更してください。

ア 令和 8年 3月31日まで月極駐車場となっていることを踏まえ、令和 8年 4月以降も月極駐車場として利用を希望する方（既存利用者）については原則として引き続き利用させること。

イ 月極駐車料金については、近隣駐車料金との均衡を欠くことのないような料金設定とすること。

④利用者が常に安全に駐車場施設を利用できるよう、点検・保守・修繕及び防犯対策を行い、駐車場施設の安全性を保持してください。

⑤近隣及び駐車場利用者等への対応は、落札者が一切の自己責任で行うものとします。

⑥政治的又は宗教的用途に使用することはできません。

⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）第 2条第 1項に規定する風俗営業、同条第 5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用することはできません。

⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者を利する用途など、公序良俗に反する用途に使用することはできません。

⑨悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など著しく近隣環境を損なうことが予想される用途に使用することはできません。

⑩その他名古屋市が公序良俗に反すると認める用途に使用することはできません。

⑪第三者をして⑥から⑩の用途に使用させることはできません。

（2）権利譲渡等の禁止

賃借権を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することはできません。また、貸付物件を第三者に使用させることもできません。ただし、名古屋市が認める用途に供する場合はこの限りではありません。

（3）調査協力義務

使用状況を把握するため、名古屋市は随時に貸付物件を実地調査し、又は借受人に対して必要な報告を求めることができるものとします。この場合、借受人にはこれに協力していただかなければなりません。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成 20 年 1 月 28 日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1) の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

5 申込・受付

申込期間	令和 7年11月 18日（火）～令和 7年 12月 12日（金）まで <u>※必着</u> ※受付は郵送のみとします。
参加表明	入札参加を希望する方は、 <u>郵送前に名古屋市役所健康福祉局障害者支援課施設事業担当（入札担当）まで電子メールにて参加表明を行ってください。</u> 名古屋市役所健康福祉局障害者支援課施設事業担当(入札担当) ケー・エス・ケー・エフ・ユー・エス・エイ・アイ シー・アイ・ティー・ワイ エヌ・ジー・オー・ワイ・イー エル・ジー・ジェイ・ビー メールアドレス：a2560@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
郵送提出先	〒 460－8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市役所健康福祉局障害者支援課施設事業担当 宛 <u>※封筒(表)に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。</u> （様式集に記載例あり） 書類の記入について確認したい場合などは、名古屋市役所健康福祉局障害者支援課施設事業担当（電話：052-972-2560）までご連絡ください。
必要書類等	(1) 入札参加申込書 様式 1 (2) 誓約書 様式 2 (3) 法人の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通 発行後 3か月以内のもの（令和 7年11月28日申込の場合、令和 7年 8月29日以降発行のもの） (4) 駐車場管理の実績調書 様式 3 (5) 法人役員等に関する調書 様式 4 (6) 納税証明書（国税） 1通 国税庁の交付する納税証明書（その3の3未納税額のない証明用）で発行後 1か月以内（令和 7年11月28日申込の場合、令和 7年 10月29日以降発行）のもの 1通 (7) 納税証明書（市税） 1通 名古屋市の交付する納税証明書で発行後 1か月以内（令和 7年 11月28日申込の場合、令和 7年 10月29日以降発行）のもの（未納税額のない旨わかるもの） 1通 ※ 提出された書類は一切お返しできません。
注意事項	(1) 必要書類等は、書留又は簡易書留により郵送してください。 電話での申込みはできません。 (2) 期限までに到達しない申込み、必要書類がそろっていない申込みは無効となりますので、早めに郵送してください。 (3) 役員の交代又は社名変更などを予定している法人の方は、必ず事前にご相談ください。 (4) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。

6 参加資格審査結果の通知

入札参加資格の確認後、次の書類を郵送します。（12月下旬）

- （1）**入札のご案内**（入札書の記入方法等について説明したものです。）
- （2）**入札参加書**
- （3）**入札書**
- （4）**入札保証金納付書**
- （5）**委任状**
- （6）**開催立会参加書**
- （7）**入札保証金還付請求書**

※令和8年1月6日（火）を過ぎても書類が届かなかない場合は、名古屋市役所健康福祉局障害者支援課施設事業担当（入札担当）（電話：052-972-2560）まで必ずご連絡ください。

7 入札保証金

- （1）入札保証金は「900,000円」とし、あらかじめお送りする当該金額が印字された入札保証金納付書により、事前に金融機関へ納付していただきます。
- （2）入札保証金は、落札者以外の方には還付します（**還付まで 2週間程度を要します。**）が、落札者には貸付契約締結後に還付します。なお、落札者が契約を締結しない場合は本市に帰属します。
- （3）入札保証金は、落札者からの申し出により契約保証金の一部に充てることができます。
- （4）入札保証金には、利子を付けません。

8 入札書の提出

入札期間	入札参加書がお手元に届いてから 令和 8 年 1 月 13 日（火）まで ※必着 ※書留又は簡易書留により郵送してください。 ※入札書の書換え、引換え、撤回はできません。
提出先	〒 460－8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号 名古屋市役所健康福祉局障害者支援課施設事業係担当（入札担当）宛
必要書類等	(1) 入札書 (2) 入札参加書 (3) 入札保証金領収書の写し (4) 委任状（代理人が入札する場合のみ） (5) 入札保証金還付請求書 （本市からお送りする様式に必要事項を記入したもの。入札保証金の還付（「7 入札保証金（2）」（8 ページ）参照）を受けるときに必要です。）
注意事項	(1) 二重封筒（中封筒、外封筒）を用いてください。 ① <u>中封筒に入札書を入れて封印し、その表面に入札参加者の法人名、所在地、開札日及び入札件名（「条件付一般競争入札（郵送方式）による市有地の一時貸付実施要領（健康福祉局実施分）」と記載してください。</u> ② <u>郵送用の外封筒には、中封筒のほか、入札参加書、入札保証金領収書（又は払込領収証）の写し、委任状（代理人が入札する場合のみ）及び入札保証金還付請求書を入れてください。</u> (2) <u>郵送用の外封筒の表面には、入札件名（「条件付一般競争入札（郵送方式）による市有地の一時貸付実施要領（健康福祉局実施分）」、開札日及び入札書在中の旨を朱書きするとともに、裏面又は表面下部に法人名及び所在地を記載してください。</u> (3) 談合情報が寄せられた場合には、入札を中止することがあります。

9 入札金額

入札金額は、貸付料の総額（3年間分）を記入してください。

10 入札

- (1) 入札は所定の入札書を使用します。
- (2) 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。消せるボールペン、鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- (3) 誤字又は脱字等の無いよう十分に確認してください。金額の訂正はできませんのでご注意ください。

- (4) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 代理人は、1つの物件につき複数の入札を代理することはできません。
- (6) 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- ①入札書の書換え、引換え又は撤回による入札
 - ②入札参加資格のない方による入札
 - ③入札保証金が納付されていない入札
 - ④入札保証金が指定する金額に満たない入札
 - ⑤最低貸付価格（総額）に達しない金額を記入した入札
 - ⑥金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - ⑦記入事項を判読できない入札
 - ⑧入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - ⑨一の額をもって価格が表示されていない入札
 - ⑩同一物件につき同一の名をもってした2通以上の入札（代理人によるものも含む。）
 - ⑪委任状を提出していない代理人による入札
 - ⑫到達期間内に提出先に到達しなかった入札
 - ⑬到達期間内に必要書類がそろわなかった入札
 - ⑭その他入札の条件に違反した入札

1 1 入札の辞退

- (1) 入札申込後に入札を辞退する場合は、**入札書提出期限（令和8年1月13日（火））**までに**入札辞退届（様式5）**に記名のうえ、申込受付後に送付する「入札保証金納付書」とともに、名古屋市役所健康福祉局障害者支援課施設事業担当に提出してください。なお、令和8年1月13日（火）までに提出が間に合わない場合には名古屋市役所健康福祉局障害者支援課施設事業担当（☎ 052-972-2560）までご連絡ください。
- (2) 入札書提出前までに入札を辞退しても、これを理由として不利益な扱いを受けるものではありませんが、落札決定後の辞退については、納付した入札保証金は本市に帰属することとなるほか、今後実施される市有地売却及び貸付入札に一定期間参加できなくなりますのでご注意ください。

1 2 開札日時等

日時	令和8年1月15日（木）午前10時30分
会場	名古屋市役所 西庁舎12階 市長部局入札室

- (1) 開札会場で、開札の状況をご覧くださいことができます。
- (2) 開札日は入札書の投函はできません。必ず令和8年1月13日（火）までに書留または簡易書留にてご提出ください。
- (3) 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格以上で最も高い金額の入札をした方を落札者とし、ただちにその旨を入場者の面前で発表します。

- (4) 最高価格の入札者が複数あるときは、後日くじにより落札者を決定します。(対象者には電話にてご連絡します。)
- (5) 入札結果については、**入札者数、落札金額及び落札者名を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。**また、落札者以外の方の入札金額や入札に参加される方の氏名等(法人の場合はその名称及び所在地)について、照会や情報公開請求があれば回答しますので、あらかじめご承知おきください。**これら入札結果等の公表に同意いただけない場合は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。**

1 3 契約の締結

- (1) 落札者には、入札終了後すみやかに貸付決定通知書及び入札保証金充当申出書を簡易書留にて郵送します。
- (2) 契約希望日及び契約方法の協議を行います。
- (3) 契約日等の決定後速やかに、契約書及び納入通知書等の契約関係書類を簡易書留にて送付します。
- (4) 契約締結期限は令和 8年 1月 27日 (火)です。それまでに貸付契約を締結しないときは、落札者の資格を取り消します。この場合、納付された入札保証金は還付いたしません。
- (5) 契約書に貼付する収入印紙、その他契約の締結及び履行に関する一切の費用については、落札者の負担とします。
- (6) 貸付契約は申込者名義で行います。
- (7) 契約書(ひな形)は後掲しておりますのでご確認ください。

1 4 契約保証金

- (1) 貸付契約の締結までに、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。
- (2) 契約保証金は、落札金額(総額)の10分の 1とします。
- (3) 契約保証金は、貸付土地の明渡し完了後に還付します。但し、未払いの貸付料等がある場合は名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- (4) 契約保証金には、利子を付けません。

1 5 貸付料の納付

- (1) 貸付料の月額、落札金額(総額)の36分の 1とします。なお、円未満の端数については、当初支払月に含めるものとします。
- (2) 貸付料の支払期限として、4月～7月分は4月末、8月～11月分は8月末、12月～3月分は12月末とします。
- (3) 貸付料は契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納付書により納付していただきます。

16 先着順貸付け

入札者がなかった場合は、先着順にて受け付け、貸し付けを行う予定です。詳細は後日、名古屋市公式ウェブサイト等でお知らせします。

17 入札に関する問い合わせ先

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課施設事業担当（入札担当）

住所：〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号（名古屋市役所本庁舎 1階）

電話番号 052-972-2560（午前 9時～正午、午後 1時～午後 5時）

ファックス052-972-4149

メールアドレス：ケイ・エヌ・ケイ・エフ・ユー・ユー・エヌ・エイチ・エイ シー・アイ・ティー・ワイ エヌ・イー・ジー・オー・ワイ・エー エル・ジー・ジェイ・ピー
a2560@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

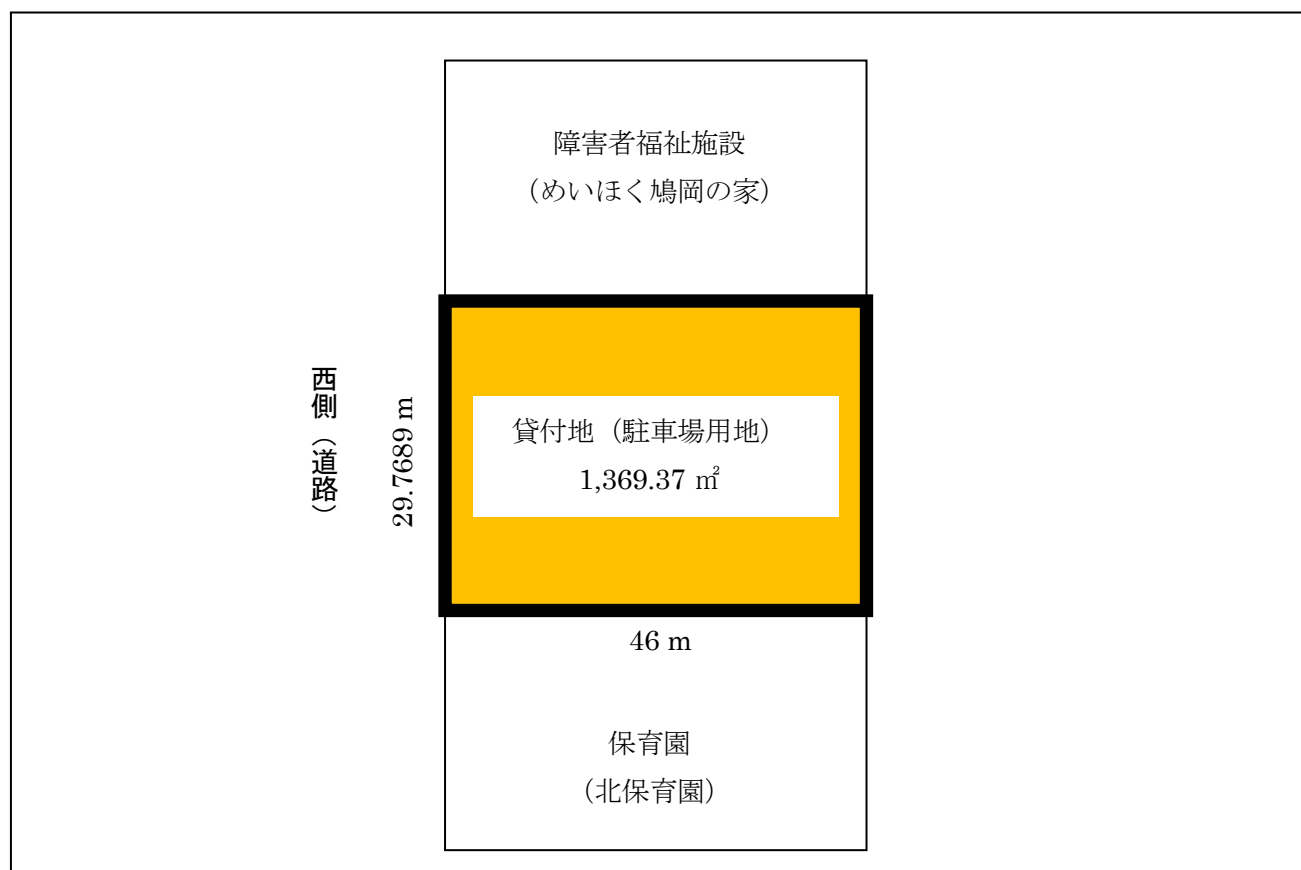
様式ダウンロード：

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/koubai/1030329/1042757>

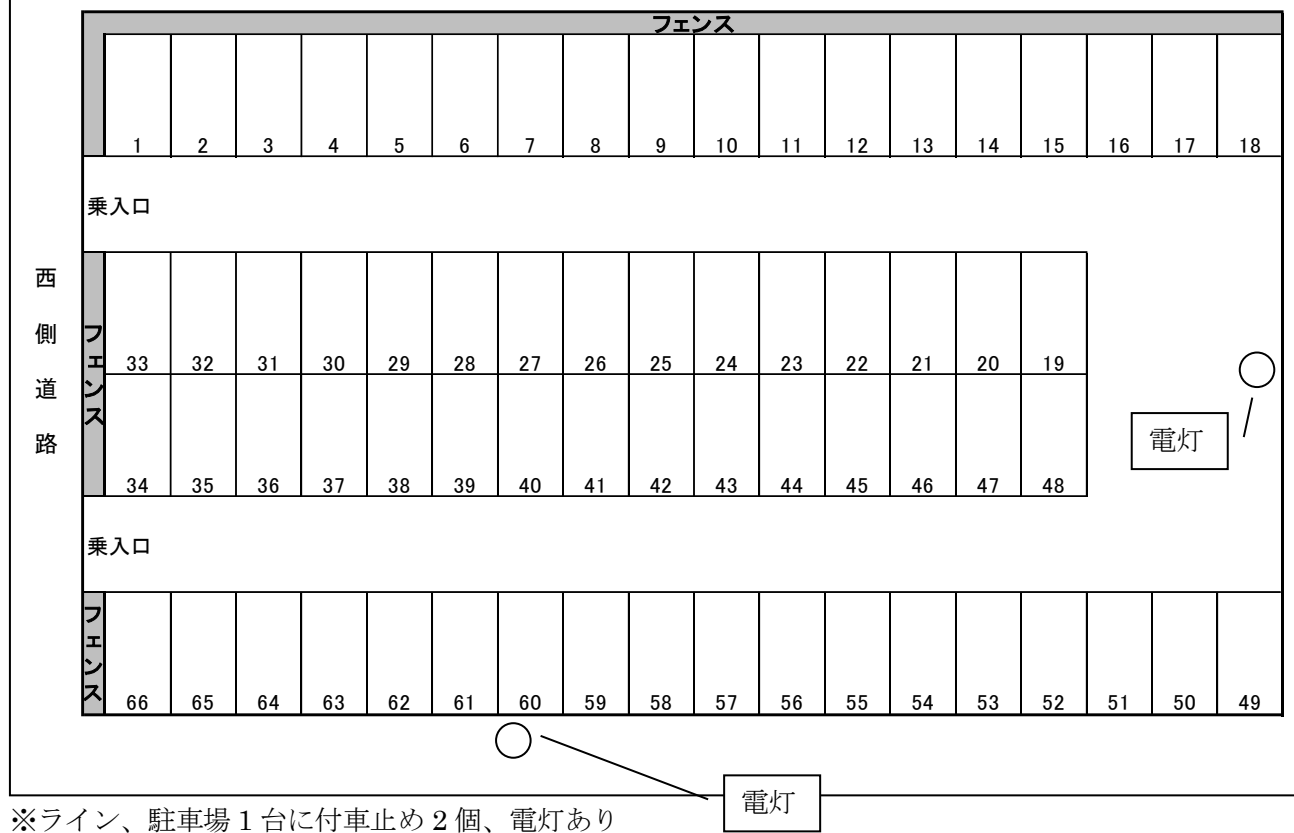
三 物件説明書 <付近見取図：名古屋市北区鳩岡町 1丁目 1番 5>



<詳細図：公簿>



令和 8 年 4 月 1 日現在 (66 台)



様式集

入札参加申込書

令和 年 月 日

(宛先) 名古屋市長 広沢 一郎

{	主たる所在地 法人名 代表者名 連絡先Tel・担当者名 () ()	}
---	--	---

条件付一般競争入札による市有地の一時貸付実施要領及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 物件

借受物件 所在地	貸付面積	貸付期間	指定用途	
名古屋市北区鳩岡町 1丁目1番5	1,369.37㎡	令和8年4月1日 ～令和11年3月31日	月極平面駐車場	66台

2 入札参加書送付先

住所 〒

法人名 (及び部署名)

Tel ()

3 開札 (令和 8 年 1 月 15 日 (木)) の立会について

☐ 立会を希望する ☐ 立会を希望しない

4 備考

- ① この申込書は、令和 8 年 1 月 13 日 (火) までに、必要書類を添付して、入札担当まで書留又は簡易書留にて郵送してください。(必着)
- ② 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- ③ 必要書類の添付されていないものは受付できません。
- ④ 開札の立会についてはあくまで現段階の希望であり、その後、変更があっても差し支えありません。

誓 約 書

令和 年 月 日

主たる所在地

法 人 名

代 表 者 名

入札参加申込にあたって、以下の誓約事項を誓約します。

誓 約 事 項

- 1 次の各号に掲げるすべての参加資格を有する法人であることを誓約します。
 - (1) 契約を締結する能力を有しない方、破産者で復権を得ない方及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる方でないこと。
 - (2) 次のア～カのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない方(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(平成15年3月5日付け15財用第5号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている方を除く。)でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - キ アからカまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
 - (3) 次のいずれかに該当する方でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた方を除く。
 - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている方
 - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている方
 - (4) 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中でないこと。
 - (5) 入札公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」(平成20年2月15日付け19財管第253号)に基づく排除措置を受けている方でないこと。
 - (6) 国税及び市税の滞納がない方であること。
 - (7) 名古屋市内に本支店又は営業所があり、駐車場管理の実績のある方であること。
- 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

駐 車 場 管 理 の 実 績 調 書

法人名 ()

駐車場管理の直近実績の概要を記入してください（最大 5 か所で可）。

	駐車場名	所在地	実績期間	駐車場面積・台数
1			昭和・平成・令和 年 月 ～ 昭和・平成・令和 年 月	駐車場面積 () m ² 台数 () 台
2			昭和・平成・令和 年 月 ～ 昭和・平成・令和 年 月	駐車場面積 () m ² 台数 () 台
3			昭和・平成・令和 年 月 ～ 昭和・平成・令和 年 月	駐車場面積 () m ² 台数 () 台
4			昭和・平成・令和 年 月 ～ 昭和・平成・令和 年 月	駐車場面積 () m ² 台数 () 台
5			昭和・平成・令和 年 月 ～ 昭和・平成・令和 年 月	駐車場面積 () m ² 台数 () 台

法人役員等に関する調書

(令和 年 月 日時点)

法 人 名				
所 在 地				
役 職 名 ※1	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性 別	住所 ※2
	()	大・昭・平・令 年 月 日	男 女	
	()	大・昭・平・令 年 月 日	男 女	
	()	大・昭・平・令 年 月 日	男 女	
	()	大・昭・平・令 年 月 日	男 女	
	()	大・昭・平・令 年 月 日	男 女	
	()	大・昭・平・令 年 月 日	男 女	
	()	大・昭・平・令 年 月 日	男 女	
	()	大・昭・平・令 年 月 日	男 女	
	()	大・昭・平・令 年 月 日	男 女	
	()	大・昭・平・令 年 月 日	男 女	
	()	大・昭・平・令 年 月 日	男 女	
	()	大・昭・平・令 年 月 日	男 女	
	()	大・昭・平・令 年 月 日	男 女	
	()	大・昭・平・令 年 月 日	男 女	
	()	大・昭・平・令 年 月 日	男 女	

※1 法人の役員について取締役・監査役なども含めて全員記入してください。

※2 代表役員については、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書に記載されている代表役員の住所地を記載し、その他の役員については、現住所を記載してください。

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

(宛先)
名古屋市長 広沢 一郎

主たる所在地
法 人 名
代 表 者 名
連絡先☎・担当者名 () ()

令和 8 年 1 月 15 日開札の条件付一般競争入札（郵送方式）による市有地の一時貸付において、都合により入札を辞退します。

記

借受物件 所在地	貸付面積	貸付期間	指定用途	
名古屋市北区鳩岡町1丁目1番5	1,369.37㎡	令和8年4月1日 ～令和11年3月31日	月極平面駐車場	66台

備考

- ① この辞退届は、入札参加申込書を提出した後、令和 8 年 1 月 13 日（火）までに、名古屋市役所健康福祉局障害者支援課施設事業担当（入札担当）まで郵送（必着）してください。
- ② 辞退届提出後は、辞退の取下げは一切できません。

（表面）

切 手	4 6 0 - 8 5 0 8
入札参加申込書在中	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所健康福祉局障害者支援課 施設事業担当（入札担当）宛
↑ <u>必ず朱書きしてください。</u>	

契約書（ひな形）

公有財産一時使用契約書

貸付人名古屋市（以下「甲」という。）と借受人_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により公有財産の一時使用契約（以下「本件契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

第 1 条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（一時使用物件）

第 2 条 一時使用物件は、次のとおりとする。

所 在 地	区分	期 間 : 数 量
名古屋市北区鳩岡町 1 丁目 1 番 5	土地	令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日 : 1,369.37m ²

（指定用途）

第 3 条 乙は、一時使用物件を月極平面駐車場（66 台）として使用しなければならない。

2 「条件付一般競争入札による市有地の一時貸付実施要領」における「2 留意事項」「4 用途の指定・制限等」の内容を遵守しなければならない。

3 乙は、一時使用物件について前 2 項に定める指定用途を変更しようとする場合は、事前に変更する詳細な理由及び変更後の用途等を書面により甲に申請し、その承認を受けなければならない。

4 乙は、一時使用物件を次の各号に定める用途に供し又は供させてはならない。

（1）政治的又は宗教的な用途

（2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者を利する用途など公序良俗に反する用途

（4）悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など著しく近隣環境を損なうことが予想される用途

（5）その他、甲が公序良俗に反すると認める用途

（6）第三者をして（1）から（5）の用途に使用させること

（一時使用期間）

第 4 条 一時使用期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

（貸付料）

第 5 条 貸付料は、総額金_____円（月額金_____円）とする。

2 乙は、前項に定める貸付料を、甲の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。納付期限は次のとおりとする。

期間	納付期限
4 月～ 7 月分	4 月末日
8 月～ 11 月分	8 月末日
12 月～ 3 月分	12 月末日

3 前項の貸付料は、日数が 1 か月に満たない場合は、1 か月を 30 日として日割り計算により算定し、これを支払うものとする。このとき、円未満は切り上げる。

(延滞金)

第 6 条 乙は、前条に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について、名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）第33条第 1項に定める割合により算定した額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）を延滞金として甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第 7 条 乙が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(財務調査等)

第 7 条の 2 甲は、貸付期間中いつでも、乙に対し、財務諸表の提出を求めることができる。

2 乙が、第 5 条に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、甲は乙に対し、乙に関する資産状況の調査を求めることができる。

3 乙は、前 2 項に定める甲の求めに対し、誠意を持って対応しなければならない。

4 甲は、第 1 項及び第 2 項により知りえた情報を、正当な理由なく第三者に知らせてはならない。

5 第 2 項の場合において、乙は、甲が、本契約と同種の契約を乙との間で締結している国又は地方公共団体と、乙の債務の支払状況を相互に取得し、かつ、提供することについて、予め同意する。

(契約保証金)

第 8 条 乙は、甲に対して契約保証金として金 円（貸付料総額の 100 分の 10 の額）を、甲が発行する保証金納付書により、本件契約締結日に納付しなければならない。

2 前項に定める契約保証金については、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

3 第 1 項に定める契約保証金については、利息を付さない。

4 乙に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、甲は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、甲は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を乙に書面で通知するものとし、乙は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を甲に納付しなければならない。

5 前項の定めにかかわらず、乙は、契約保証金をもって本件契約から発生する乙の甲に対する債務の弁済に充当することを甲に請求することができない。

6 甲は、本件契約が終了し、乙から一時使用物件の明渡しを受けたときにおいて、乙に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した乙の甲に対する債務の未払いがあるときは、明渡し完了時において納付されている契約保証金から乙の甲に対する一切の債務を控除した残額を乙に還付する。

7 乙は、甲に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

(届出事項)

第 9 条 乙は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに甲に対して届けなければならない。

(1) 乙の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき

(2) 乙の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき

(3) 一時使用物件が滅失又は損傷したとき

(契約不適合責任)

第10条 乙は、本件契約を締結した後、一時使用物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、貸付料の減免の請求又は損害賠償等の請求をすることができない。

(指定期日)

第11条 乙は、本件一時使用物件を、令和 8 年 4 月 1 日から第 3 条第 1 項に定める指定用途に供さなければならない。

2 乙は、やむを得ない事情により、前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前にその詳細な理由を付した書面により甲に申請し、その承認を受けなければならない。

(原状の変更)

第12条 乙は、一時使用物件について原状を変更しようとする場合には、事前に変更する理由及びその内容等を書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 乙は、甲の承認を得ないで一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継し、又はその権利を担保に供することができない。

(物件保全義務)

第14条 乙は、善良な管理者としての注意をもって一時使用物件の維持保全に努めなければならない。

2 前項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

3 乙は、悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。

4 乙は、一時使用物件を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

(調査協力義務)

第15条 甲は、一時使用物件について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

(違約金)

第16条 乙は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として甲に納付しなければならない。

(1) 第 3 条第 3 項の定めに違反して、甲の承認を得ることなく、一時使用物件を同条第 1 項に定める指定用途以外の用途に供したときは、金 円（貸付料総額の 100 分の 30 に相当する額（円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。）。）

(2) 第 3 条第 4 項各号の定めに違反したときは、金 円（貸付料総額の 100 分の 30 に相当する額。）

(3) 第11条第 2 項の定めに違反して、甲の承認を得ることなく、同条第 1 項に定める指定期日から一時使用物件を第 3 条第 1 項に定める指定用途に供しなかったときは、金 円（貸付料総額の 100 分の 10 に相当する額。）

(4) 第12条の定めに違反して、甲の承認を得ることなく、一時使用物件の原状を変更したときは、金 円（貸付料総額の 100 分の 30 に相当する額。）

(5) 第13条の定めに違反して、甲の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金

円（貸付料総額の 100分の30に相当する額。）

(6) 前条に定める調査協力義務を怠ったときは、金_____円（貸付料総額の 100分の10に相当する額。）

2 前項に定める違約金は、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第17条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、本件契約を解除することができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために一時使用物件を必要とするとき

(2) 乙が、第3条第3項の定めに違反して、甲の承認を得ることなく、一時使用物件を同条第1項及び第2項に定める指定用途以外の用途に供したとき

(3) 乙が、第3条第4項各号の定めに違反したとき

(4) 乙が、第5条に定める貸付料の支払いを2か月以上怠ったとき

(5) 乙が、第11条第2項の定めに違反して、甲の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日から一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったとき

(6) 乙が、第12条の定めに違反して、甲の承認を得ることなく、一時使用物件の原状を変更したとき

(7) 乙が、第13条の定めに違反して、甲の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき

(8) 乙が、第14条第1項に定める物件保全義務を怠ったために、一時使用物件を荒廃に至らしめたとき

(9) 乙が、第14条第3項の定めに違反したとき

(10) その他乙に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき

（解約の申し入れ）

第18条 乙は、第4条に定める一時使用開始の日から起算して6か月を経過したのちは、甲に対して本件契約の解約を書面により申し入れることができる。この場合、本件契約は、乙の解除申し入れ後2か月を経過したことにより終了するものとする。ただし、当該申し入れ時に第4条に定める一時使用期間の存続期間が2か月未満のときは、一時使用期間の満了をもって終了するものとする。

2 乙は、前項の解約申し入れ時において、貸付料の2か月分（前項ただし書きの場合においては当該存続期間分）に相当する金額を支払うことにより、本件契約を直ちに解約することができる。

（契約の失効）

第19条 天災地変その他甲乙いずれにもその責を帰することの出来ない事由によって一時使用物件が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約は直ちに失効する。

2 前項により本件契約が失効した場合には、甲乙相互に損害賠償の請求はしない。

（原状回復）

第20条 一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了したときは、乙は自己の費用をもって工作物その他乙が一時使用物件に付属させたものを撤去し、原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 乙は、前項の定めにより一時使用物件を甲に返還するときは、原状に回復した後、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を得なければならない。

3 本件契約が終了したにもかかわらず、乙が一時使用物件を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から一時使用物件の明渡し完了までの間、乙は甲に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、甲に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(貸付料の清算)

第 21 条 本件契約が一時使用期間の途中で解約された場合において、その原因が第 17 条第 1 項第 1 号及び第 18 条によるときその他乙の責めに帰することができない事由によるものであると甲が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、甲はこれを乙に対して還付しない。

(損害賠償)

第 22 条 乙は、本件契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の放棄)

第 23 条 乙は、一時使用期間が満了した場合、又はその他の理由により本件契約が終了した場合において、一時使用物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第 24 条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 25 条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 26 条 甲乙間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を 2 通作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

印

乙

印

入札に関する問い合わせ先

名古屋市役所 健康福祉局障害福祉部障害者支援課 施設事業担当（入札担当）
（住所：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所本庁舎 1階）

電話番号 052-972-2560（午前 9時～正午、午後 1時～午後 5時）

ファックス 052-972-4149

メールアドレス：a2560@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

様式等ダウンロード：

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/koubai/1030329/1042757>